



自転車のあおり運転 「危険行為」に規定!



悪質な自転車運転者に対する、自転車運転者制度の講習対象となる**危険行為に妨害運転（あおり運転）**が規定され、**15項目**になりました。（令和2年6月30日施行 道路交通法施行令の一部改正）

自転車の危険行為15項目

- 1 信号無視 2 通行禁止道路の通行（歩行者用道路の通行等） 3 歩行者用道路での徐行違反
- 4 通行区分違反（右側通行等） 5 自転車が通行できる路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- 6 遮断機が下りた踏切への進入等 7 信号のない交差点での左方車・優先車妨害等
- 8 交差点を右折する時の直進車・左折車の進行妨害 9 環状交差点での安全進行義務違反等
- 10 指定場所一時不停止 11 歩道通行時の通行方法違反 12 ブレーキのない自転車の運転
- 13 酒酔い運転 14 安全運転義務違反

NEW

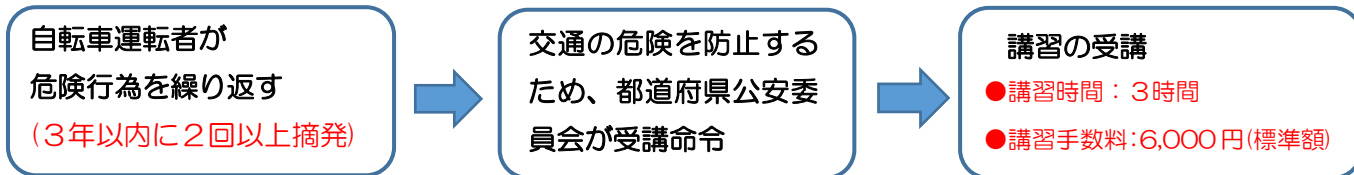
15 妨害運転（交通の危険のおそれ・著しい交通の危険）

他の車両等の通行を妨害する目的で、一定の違反となるような行為（幅寄せ、ベルをしつこく鳴らす、不必要な急ブレーキ等）をして、交通の危険のおそれ又は著しい交通の危険を引き起こす行為をすること。



●自転車運転者講習制度の流れ●

※受講命令に違反した場合…5万円以下の罰金



- ・ 交通ルールを守り、安全運転に努めましょう!
- ・ 頭部を保護するために、すべての年齢層でヘルメットを着用しましょう!
- ・ 自転車を安全に使うために、定期的に点検・整備を行いましょ!
- ・ 事故に備えて自転車損害賠償責任保険に加入しましょ!

ツイッターを運用しています。フォローお願いします!【石川県警察交通安全情報@IP_koutuu_anzen】



- ◇ 県警のウェブサイトにも掲載しています。(アドレス www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/)
- ◇ 毎月1日、15日(土・日・祝の場合、翌平日)に新情報を配信します。

